

# 第3部 海洋に関して講じた施策

第3部では、第3期海洋基本計画第2部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき373の具体的施策について、令和3年度以降に実施した具体的内容を記述します。なお、文中の担当府省庁は令和3年度の組織を記載しています。

## 1 海洋の安全保障

### (1) 我が国の領海等における国益の確保

#### ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上

- 令和3年度には、海上自衛隊の艦艇2隻（護衛艦1隻、潜水艦1隻）、航空機10機（固定翼哨戒機4機、回転翼哨戒機6機）を就役させるとともに、平成30年12月に決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」に基づき、奄美駐屯地、瀬戸内分屯地、宮古島駐屯地の整備及び石垣島への部隊配備や自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。（防衛省）
- 平成28年12月に「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」で決定された「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、「法執行能力」、「海洋監視能力」及び「海洋調査能力」の強化を図るため、海上保安庁の体制強化を進めています。12月には、第6回「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」が開催され、海上保安庁の



令和3年12月の関係閣僚会議の様子（提供：海上保安庁）

体制強化を引き続き進めていくことが確認されました。令和3年度には、ヘリコプター搭載型巡視船1隻、中型ジェット機1機、中型ヘリコプター1機が就役したほか、戦略的海上保安体制の構築へ対応するための要員として96人を増員しました。（国土交通省）



（左）ヘリコプター搭載型巡視船「あさづき」石垣海上保安部所属（令和3年11月就役）  
（右）中型ジェット機「わかたか2号」北九州航空基地所属（令和3年7月就役）  
（提供：海上保安庁）

- 水産庁は漁業取締本部体制の下、漁業取締船の増隻や大型化等の漁業取締能力の向上を進めたほか、海上保安庁との連携を強化することにより、外国漁船等の違法操業への対応能力を高めました。令和3年度末に漁業取締官船1隻が就役し、9隻となるとともに、農林水産大臣が漁業を許可する漁船全船に衛星船位測定送信機（VMS）を設置し、漁業取締りの効率化を図りました。（農林水産省）
- 日本近海を航行する船舶に対して、弾道ミサイル等の発射があった際に、その情報を迅速に伝達するシステムの運用を適切に行いました。（国土交通省）
- 弾道ミサイル等の発射情報を迅速に漁船に伝えるために、令和元年度より運用を開始した、漁業無線局が受信した発射情報を漁船に対して無線で自動的に伝達するシステムについて、適切に運用を行いました。（農林水産省）
- 海上保安庁と海上自衛隊との間では、平素から搜索救助や海賊対処の実務での連携に加え、不審船に対する共同追跡・監視等の共同訓練、既存システムによる情報共有を行う等、平成11年に作成した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、連携の強化を図っており、令和3年度は、若狭湾及び東シナ海において不審船対処に係る海上保安庁と海上自衛隊との共同訓練を計4回、12月には、伊豆大島東方海域において海上保安庁と海上自衛隊による情報共有及び護衛艦と巡視船との運動要領に関する共同訓練を実施しました。（国土交通省、防衛省）
- 海上犯罪の未然防止、監視・取締りに関して次の取組を行いました。
  - ・関係機関間の連携強化として、公安調査庁は、外国人活動家等による領海侵入及び国境離島への不法上陸等に関する情報の収集・分析を実施し、得られた情報を内閣官房を始めとする関係機関に対して、適時・適切に提供しました。（法務省）
  - ・国内密漁事犯に対しては、悪質・巧妙化する事案に対処するため、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、広域かつ悪質なものに重点を置き、関係都道府県、水産庁、海上保安庁、警察が連携して、効果的な取締手法の検討や、合同

取締りを含む機動的な監視・取締りを実施しました。（警察庁、農林水産省、国土交通省）

・我が国の排他的経済水域（EEZ）における外国漁船による違法操業に対しては、水産庁の漁業取締体制を強化し対応能力を向上させるとともに、水産庁と海上保安庁との連携を強化し、漁業取締船、巡視船艇、航空機により、大和堆周辺海域における違法操業を行う外国漁船への退去警告等への対処を含め、我が国周辺海域の厳重な監視警戒・取締りを実施しました。（農林水産省、国土交通省）



大和堆周辺海域における海上保安庁と水産庁の合同訓練（提供：海上保安庁）



我が国排他的経済水域から中国漁船を退去させる漁業取締船（提供：水産庁）

・海上環境事犯に対しては、巡視船艇・航空機のみならず、陸上からも併せて監視・取締りを実施しました。（国土交通省）

・密輸・密航事犯に対しては、近年の密輸事犯の巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備などを図り、国内外の関係機関との協力を強化しつつ、離島地域を含め海事・漁業関係者や地元住民からの情報収集を行うとともに、その分析活動に努め、密輸・密航が行われる可能性の高い海域において、監視艇・巡視船艇・航空機による重点的な監視・警戒を実施し、不正薬物・銃器等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資や不法入出国者の効果的な水際取締りを実施しました。ま

た、海港等における密輸や漁船等を利用した洋上取引への対処のほか、密輸・密航の蓋然性が高い地域から来航する船舶に対しても、重点的な監視や立入検査を実施することで、密輸密航事犯の水際阻止に取り組みました。(財務省、国土交通省)

・沖縄県警察国境離島警備隊における訓練の実施、装備資機材の整備、関係機関との緊密な連携の確保等を通じ、国境離島への不法上陸事案等への対処能力の一層の強化に努めました。(警察庁)

○公安調査庁は、外国関係機関との連携強化及び人的情報網等の拡充により入手した関連情報を関係機関に対して随時提供し、水際危機管理施策に貢献しました。(法務省)

○海上保安庁では、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、厳しいテロ情勢を踏まえ、原子力発電所等へのテロの脅威への対処や、離島・遠方海域における領海警備等の重要事案への対応について、想定される事態と、必要な措置等を踏まえ、警察や自衛隊との情報共有・連携強化等を進めつつ、テロ対処等に万全を期すために巡視船による対応体制の強化を段階的に進めています。(国土交通省)

○近年、我が国のEEZ等において、事前に我が国の同意を得る必要があるにもかかわらず、同意を得ていない海洋調査活動等が確認されており(令和3年度は4件確認)、これらに対し、海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。(外務省、国土交通省)

○海上保安庁では、漂流・漂着木造船等の早期発見のため、巡視船艇・航空機による日本海側のしょう戒を強化するとともに、漁業関係者や海事関係者、地元住民等からの不審事象の通報に関する働きかけを推進しており、警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、不審事象の発見に努めています。さらに、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、大型巡視船や高性能監視レーダーを搭載した新型ジェット機などを整備する等、海洋監視体制の強化を進めています。(国土交通省)

○北朝鮮籍と見られる漁船の漂着事案に関しては、漂着船に生存者がいた場合には、関係機関が連携し、上陸に当たっての検疫所と保健所が連携した生存者の健康状態の確認等を行うとともに、漂着した木造船等については、全額国費負担の財政支援により、円滑な処理に努めています。(財務省、厚生労働省)

○海上保安庁では、原子力発電所や石油コンビナート等の危険物施設及び米軍施設等の重要施設に対する巡視船艇・航空機による監視警戒、関連情報の収集、関係機関との緊密な連携による水際対策等のテロ対策に取り組んでいます。また、官民が連携したテロ対策の推進に力を入れており、臨海部のソフトターゲットである旅客ターミナルやフェリーターミナル等施設の運営者等とともにテロ対策を進めました。(国土交通省)

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(東京2020大会)開催にあたり、以下の取組を行いました。

・『「世界一安全な日本」創造戦略』(平成25年12月10日閣議決定)に基づき、公安調査庁において関連情報の収集・分析を実施するため、平成25年9月の「2020

年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」の下、こうした重要行事を狙ったテロや不法行為の早期把握及び未然防止並びに水際対処に資する情報の収集・分析体制を強化しました。また、収集・分析したテロの未然防止及び水際対処に資する関連情報について、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」等に基づき、セキュリティ情報センターに提供したほか、セキュリティ幹事会等を通じて、関係機関に対して情報を共有しました。（法務省）

- ・関係機関及び海事・港湾業界団体が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」において官民連携の確認を行ったほか、海事・港湾業界団体の危機意識向上等を図りました。（国土交通省）

- ・「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化を段階的に進めており、東京2020大会に向けた装備、資機材の増強整備を進めたほか、関係機関との連携訓練を実施しました。（国土交通省）

- ・事業者によるテロ対策の実効性向上を目的とした「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集（第2版）」を策定するとともに、「テロ対策啓発用ポスター」を海事・港湾事業者等に広く配布し、東京2020大会におけるテロ対策を念頭に官民連携テロ対応実動訓練を行う等して、海事・港湾業界団体の対応能力の向上及び関係機関との連携対処能力の向上を図りました。（国土交通省）

- ・警察・税関・海上保安庁等関係機関が連携を強化し、監視艇を活用した水際対策の強化や国際物流の関係団体等との協力促進といった施策を実施しました。（警察庁、財務省、国土交通省）

- ・東京2020大会では選手村や競技会場等の多くが臨海部に位置するほか、複数の競技が海上で実施されたため、海上保安庁は全国から勢力を集結させ、巡視船艇等151隻、航空機8機、職員約3,300名を動員し、過去最大規模の体制でこの海上警備を実施しました。（国土交通省）



東京2020大会 海上警備の様子  
（提供：海上保安庁）

- 国際航海船舶について、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等、関係法令に基づく保安対策や、国際港湾施設について、埠頭保安規程等に基づく保安措置が適確に行われるように実施状況の確認や人材育成等の施策を行い、港湾における保安対策を着実に実施しました。（国土交通省）

## イ 外交的取組を通じた主権・海洋権益の確保

- 尖閣諸島周辺海域における中国海警船の領海侵入、EEZにおける中国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動、韓国警察庁長等による竹島への上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練、海洋調査活動等、我が国の主権及び海洋権

益が脅かされる事態が発生した場合には、外交ルート等を通じて当該国等に対し、迅速かつ強く抗議を実施しています。(外務省)

○ロシアとの関係では、北方領土問題の解決に向け、首脳間及び外相間で緊密な対話を重ねつつ、領土問題を解決して平和条約を締結すべく、ロシアとの交渉に精力的に取り組んできました。ただし、ロシアによるウクライナ侵略という現下の状況で、交渉の展望を語れる状況にはありません。(外務省)

○中国との間で、日中両国の海洋問題全般に関する定期的な協議メカニズムである日中高級事務レベル海洋協議の第13回(令和3年12月)及び日中高級実務レベル海洋協議団長間協議(令和3年6月及び令和4年1月)を開催し、両国の海洋関係機関間で共に関心を有する幅広い問題について意見交換を実施しました。(外務省)

○フィリピンとの間で、日・フィリピン両国の海洋問題全般に関する定期的な協議メカニズムである日・フィリピン海洋協議の第4回会合を10月にオンライン開催し、両国の外務当局、防衛当局、沿岸警備当局等が参加し、両国の海洋関係機関間で共に関心を有する幅広い問題について意見交換を実施しました。(外務省)

○違法操業の根絶や資源管理の強化等に向け、周辺諸国等に対し働きかけを行いました。特に日中間の漁業に関しては、我が国EEZ内における中国違法漁船の問題について、12月の日中高級事務レベル海洋協議を含め、中国側に累次にわたり申入れを実施し、解決を強く求めています。日韓間の漁業に関しては、日韓漁業協定に基づくいわゆる北部暫定水域での操業問題等について、韓国側に対して解決を強く求めています。(外務省、農林水産省)

#### ウ 同盟国・友好国との連携強化

○「開かれ安定した海洋」の秩序を維持し、海上交通の安全を確保するため、同盟国などと連携して海賊対処行動を実施するほか、より緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援するとともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。(外務省、防衛省)

○シーレーン沿岸国への能力向上支援、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策は、「第3部 1(2)ア」に記載しています。

#### エ 情報収集・分析・共有体制の構築

○宇宙基本計画工程表を改訂(令和3年12月28日宇宙開発戦略本部決定)し、海洋状況把握への宇宙技術の活用について、関係省庁における令和3年度末までの取組状況・実績及び令和4年度以降の主な取組を更新しました。(内閣府)

○防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、宇宙航空研究開発機構(JAXA)が保有する衛星や民間の商用衛星の活用を含め、平素から常時継続的に我が国周辺海空域の警戒監視を行っています。また、省人化・無人化や民生技術の活用など我が国が有する高い技術力を有効に活用し、装備品等の研究開発に取り組んでいます。(防衛省)

○無操縦者航空機の市場調査や運用拠点の選定など導入に向けた具体的検討を行いました。(国土交通省)



無人操縦者航空機のイメージ図（提供：海上保安庁）

○我が国のEEZ・大陸棚を始め、我が国周辺海域における海洋権益確保の戦略的観点から、測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施するとともに、航空機に搭載した航空レーザー測深機等により、領海やEEZの外縁の根拠となる低潮線調査等を実施しています。(国土交通省)

○海洋監視情報共有体制に関して、防衛省・自衛隊と海上保安庁間は、既存の情報共有システムによる連携の強化を行っています。(国土交通省、防衛省)

○重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒について、巡視船艇・航空機や監視資機材の高性能化を図るとともに、巡視船と航空機を連携させ、監視・取締りを実施しました。(国土交通省、防衛省)

○安全保障環境に即した部隊などの配置や自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。(防衛省)

## オ 海上交通における安全の確保

○船舶交通の安全確保のため、全国の灯台等の航路標識について適切な維持管理を行いました。(国土交通省)

○「海の安全情報<sup>4</sup>」では、地震や津波等の緊急情報、海上工事や海上行事等の海上安全情報、気象現況等の情報をウェブサイト等で広く国民に提供しています。(国土交通省)

○各ウォーターアクティビティを安全・安心に楽しむために必要な知識、技術等を総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド<sup>5</sup>」に取りまとめて公表し、利用者への周知啓発を実施しています。(国土交通省)

○多様化・活発化する海上活動への対応は、国のみならず民間による安全対策の推進も重要であることから、水上安全をテーマとしている水辺の安全ネットワーク会議（JBWSS）の関係民間団体がライフジャケットをテーマとして令和



海の安全情報（提供：海上保安庁）

<sup>4</sup> 「海の安全情報(海上保安庁)」 <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>

<sup>5</sup> 「ウォーターセーフティガイド(海上保安庁)」 <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety>

3年7月に開催したオンラインイベントにおいて、小型船舶におけるライフジャケットの着用義務化等について周知しました。(国土交通省)

○ミニボート、カヌー、SUP等のウォーターアクティビティが盛んになっており、海上活動が多様化及び活発化している状況を踏まえ、関係機関と連携し、ユーザーに対する現場指導を実施したほか、販売店等とも連携協力し、安全対策に係る周知啓発活動を実施しました。(国土交通省)

○情報通信技術（ICT）を活用し、小型船舶の航行情報及び海域で収集する情報等の海上活動情報を統合・分析し、提供するシステム及び体制に関する検討を実施しています。(国土交通省)

○波浪、潮位等の観測を着実に実施するため、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計（6か所）、潮位計（70か所）等の観測施設・設備の維持・管理を行いました。(国土交通省)

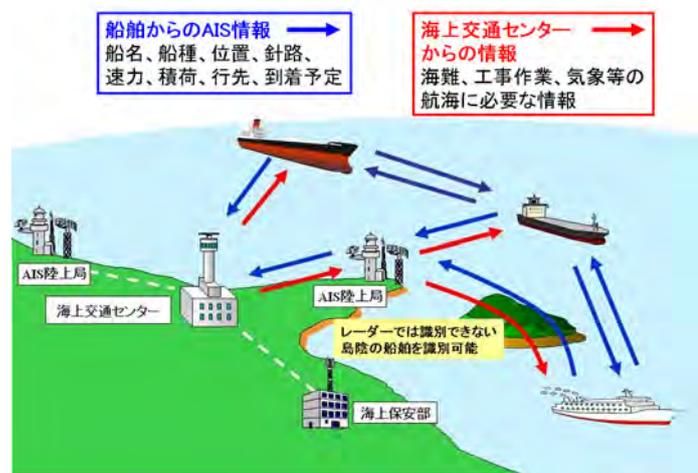


検潮所（那覇）（提供：気象庁）

○社会的影響が著しい大規模海難の発生を未然に防止するため、海上交通センター等による適時・的確な情報提供に努めるとともに、航行安全上、不適切な航行をする船舶に対しては、必要な安全指導を行っています。また、船舶

自動識別装置（AIS）を活用した衝突防止対策を実施しています。(国土交通省)

○7月、「海上交通安全法等の一部を改正する法律」が施行され、船舶に対する湾外等の安全な海域への避難の勧告・命令制度やバーチャルAIS航路標識の緊急表示制度等を創設し、走錨事故防止対策の充実強化を図りました。(国土交通省)



AISによる情報交換の概念図（提供：海上保安庁）

○漂流予測の精度向上や緊急通報用電話番号「118番」や「NET118」の有効活用及び携帯電話のGPS機能を「ON」にすることで緊急通報時に遭難位置を迅速に把握することができる「緊急通報位置情報表示システム」の周知活動に取り組みました。(国土交通省)

○海難救助能力の向上のため、民間の救助組織とも連携した捜索救助に関する合同訓練のほか、近隣諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を定期的実施しました。(国土交通省)

○迅速かつ的確な海難救助を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の

整備を推進するとともに、救助・救急体制の充実のため、特殊救難隊や全国各地に潜水士、機動救難士を配置しています。（国土交通省）

○所定の講習を修了した特殊救難隊員及び機動救難士等を「救急員」として指名し、消防機関の救急隊員と同様の範囲内で応急処置を実施して、適切に救急救命士を補助することが可能となる「救急員制度」を適切に運用し、洋上における救助・救急体制の充実強化を図りました。（国土交通省）

○カメラ画像からの船舶検出等の手法を用いてAIS非搭載船舶の位置を把握する技術開発の検討を行いました。（国土交通省）

○漁船へのAIS搭載の普及促進のため、関係府省と連携し、周知啓発活動を実施しました。（農林水産省）

○自治体や関係機関からの災害派遣要請に備え、情報伝達・共有を適切に行っています。特に、他機関の勢力では対応が困難な本土から遠く離れた離島や海域での船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆など緊急を要する船舶での災害に対して、海上保安庁又は都道府県知事からの要請に基づき海難救助を実施しています。（防衛省）

○海上交通の安全を確保するため、海況に関する情報を海洋速報<sup>6</sup>として平日毎日作成し、インターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報<sup>7</sup>についてもインターネットで提供しています。（国土交通省）

○国際ルール策定のために設置された水路業務・基準委員会（HSSC）の作業部会に参画し、次期電子海図作製の仕様等に関する国際基準等の策定の検討を行いました。（国土交通省）

○捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、漂流予測の精度向上に取り組みました。（国土交通省）

## カ 海洋由来の自然災害への対応

○防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクトでは、海域における地震活動の把握のために、地震性堆積物や地震データの解析、地震観測に向けた整備、地下構造や断層モデル高度化を進めました。また、「通常と異なる現象」発生後の時間推移についても考慮した地震や津波のハザード・リスクの防災情報創生にむけたシステムの構築を進めました。（文部科学省）

○日本海溝海底地震津波観測網（S-net）や南海トラフ地震対策のための地震・津波観測監視システム（DONET）を着実に運用するとともに、観測データの利活用推進に取り組みました。（文部科学省）

○南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対

---

<sup>6</sup> 「海洋速報&海流推測図(海上保安庁)」

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/index.html>

<sup>7</sup> 「来島海峡潮流情報(海上保安庁)」

[https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/kurushima\\_tidal\\_current/internet\\_currpred/Kurushima/htmls/select\\_areamap.html](https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/kurushima_tidal_current/internet_currpred/Kurushima/htmls/select_areamap.html)

策を行いました。(農林水産省)

○東京2020大会開催を支えるため、国土交通省及び各関係機関の防災情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、平時から容易に防災情報等入手できるよう、防災ポータル<sup>8</sup>のコンテンツの拡充・充実を図りました。(国土交通省)

○海岸防災林の整備を行い、津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進しました。(農林水産省)

○海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進しました。(農林水産省、国土交通省)

○全国の水門・陸閘(りくこう)等海岸保全施設の電力供給停止時の操作確保、全国の海岸堤防等の高潮・津波対策及び耐震化に関する緊急対策を行いました。(農林水産省、国土交通省)

○国土強靱化の取組をさらに強化するため、内水浸水対策強化のための雨水貯留施設等整備、高波等による護岸等の倒壊防止対策や面的防護対策を進めました。(農林水産省、国土交通省)

○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)を踏まえ、津波・高潮対策や老朽化対策等を推進しました。(農林水産省、国土交通省)

○平成26年6月に海岸法が改正され、設計外力を超えた津波に対し、津波が堤防を越流した場合でも堤防の効



新潟県新潟海岸  
突堤・人工リーフによる面的防護対策(提供:国土交通省)

果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防等を法律上明確に位置付け、一層の整備を推進しました。(農林水産省、国土交通省)

○海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICTによる維持管理の効率化について検討しました。(国土交通省)

○切迫する巨大地震に伴う津波等に関して、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を推進するため、津波災害警戒区域等の指定に係る支援制度を拡充しました。(農林水産省、国土交通省)

○想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、高潮浸水想定区域図作成の手引きを改定し、都道府県の「高潮浸水想定区域等」の指定等の支援を行いました。(農林水産省、国土交通省)

○気候変動の影響による海面水位上昇等に関する海外の文献等の収集を行いました。

<sup>8</sup>「防災ポータル(国土交通省)」<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/index.html>

(農林水産省、国土交通省)

○令和2年7月の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、令和3年7月に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令を改正しました。(農林水産省、国土交通省)

○災害発生時においても海上輸送ルート<sup>9</sup>の安全確保を図るため、航路標識の耐災害性強化に係る整備を実施しました。航路標識の耐震補強の整備率は100%(令和2年度完了)です。

(国土交通省)



耐震補強実施後のノッカマップ埼灯台(北海道)  
(提供:海上保安庁)

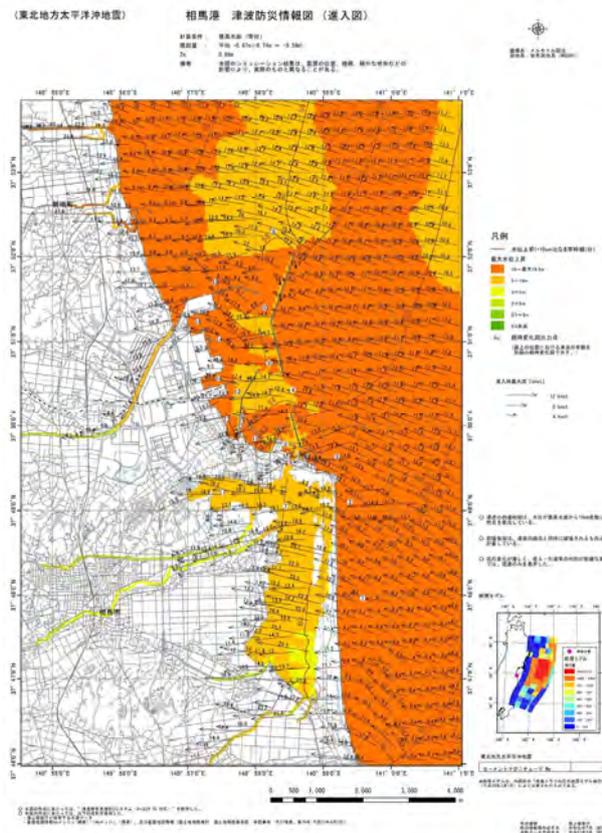
○海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等の作成を支援するとともに、津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、南海トラフ地震及び首都直下地震等による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図<sup>9</sup>を作成し、提供しました。津波防災情報図の整備率は令和3年度で100%となっています。(国土交通省)

○平成28年3月に改定した臨海部防災拠点マニュアルに基づき、耐震強化岸壁の整備を推進しました。(国土交通省)

○非常災害時における国による港湾施設の管理制度等を踏まえた訓練や基幹的広域防災拠点(川崎港、堺泉北港)の運用体制の強化を図りました。また、港湾BCPや広域港湾BCPに基づく訓練を推進し、当該計画の改善等を図りました。港湾BCPに基づく防災訓練の実施された港湾(重要港湾以上)の割合は令和3年度で92%です。(国土交通省)

○重要かつ緊急性の高い港湾施設の嵩上げ・補強等の浸水対策を実施し、高潮・高波等による被害軽減を図りました。(国土交通省)

○各港での港湾BCPの策定の参考資料となる「港湾の事業継続計画(港湾BCP)策定ガイドライン」(改訂版)を公表しました。(国土交通省)



港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図の例(提供:海上保安庁)

<sup>9</sup> 「津波防災情報図(海上保安庁)」 <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAIYO/tsunami/index.html>

- 大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、地方公共団体等におけるマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用等について、各地方運輸局を通じて地方公共団体等に対して実施を促しました。（国土交通省）
- 災害時における携帯電話基地局の船上開設について、携帯電話事業者と民間フェリー事業者等との協定締結の促進のため、事業者団体や民間フェリー事業者等への船上基地開設に関するヒアリングを実施しました。（国土交通省）
- 大規模地震等の災害発生時において、船舶の円滑な避難を支援するため、「海の安全情報」による迅速・確実な災害情報等の提供及び注意喚起を実施しました。（国土交通省）
- 各港において情報連絡体制の確認及び情報伝達訓練を実施し、港則法に基づく避難勧告等を効果的に運用しました。（国土交通省）
- 南海トラフ地震臨時情報発表時における津波の発生に対する警戒の強化を促すため、港則法に基づく避難勧告等の発出に係る運用の見直しを行いました。（国土交通省）
- 波浪及び潮位等の観測については、「第3部1（1）オ」に記載しています。

## （2）我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保

### ア 我が国の重要なシーレーンにおける取組

- 多国間会合として、第21回北太平洋海上保安フォーラム、第17回アジア海上保安機関長官級会合にオンライン形式で参加及び第2回世界海上保安機関実務者会合をオンライン形式で実施しました。また、二国間会合としてインドネシア、ベトナムとの間で実務者会合を実施することで、各国海上保安機関との連携を深めました。さらに、外国海上保安機関職員に対する技術指導等に専従する海上保安庁モバイルコーポレーションチームにより、海上法執行を含む海上保安分野における能力向上支援を現地への派遣及びオンライン形式で実施しました。（国土交通省）



モバイルコーポレーションチームによる能力向上支援（ジブチ）（提供：海上保安庁）

- アジア・アフリカ等のシーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援に関して、以下の取組を実施しました。
  - ①二国間のODAによる能力向上支援（外務省）
    - ・ジブチ沿岸警備隊への巡視艇2隻の建造支援及び浮棧橋の整備に関する書簡の交換（12月）

・マレーシア海上法令執行庁に対する独立行政法人 国際協力機構（JICA）専門家の派遣

・フィリピン沿岸警備隊に対するJICA専門家の派遣

②海上法執行能力向上支援（国土交通省）

・シブチ沿岸警備隊（令和4年1月）、スリランカ沿岸警備庁及びマレーシア海上法令執行庁（同年2月）に対し、海上法執行のほか、油防除、潜水に係る能力向上支援を現地にて実施

・ベトナム海上警察（6月及び12月）、インドネシア海上保安機構（7月及び令和4年1月）、フィリピン沿岸警備隊（8月）、スリランカ沿岸警備庁（10月）、マレーシア海上法令執行庁（10月）に対し、海上法執行のほか、鑑識業務、油防除等に係るオンライン研修を実施



油防除に係る能力向上支援（スリランカ）  
（提供：海上保安庁）

○海上自衛隊艦艇・海上保安庁巡視船の派遣、共同訓練等は以下の通りです。

①防衛関係（防衛省）

・令和3年8月～11月、護衛艦「かが」等をインド太平洋方面に派遣し、各国と共同訓練を実施しました。

・令和3年12月～令和4年4月、掃海母艦「うらが」等をインド太平洋・中東方面に派遣し、各国と共同訓練を実施しました。



令和3年度インド太平洋・中東方面派遣（IMED21）における多国間共同訓練の様子  
（提供：海上自衛隊）



令和3年度インド太平洋方面派遣（IPD21）における多国間共同訓練の様子  
（提供：海上自衛隊）

・スリランカに対する航空救難分野、フィリピンに対する航空医学分野、ベトナムに対する水中不発弾処分分野、潜水医学分野及び航空救難分野に関する能力構築支援を実施しました。

#### ②海上保安関係（国土交通省）

・11月、海上保安庁の巡視船をフィリピンに派遣し、公海上でのしょう戒を実施したほか、フィリピン沿岸警備隊との連携訓練を実施しました。

○防衛省・自衛隊は、東南アジア諸国に対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行っており、沿岸国などの能力の向上を支援するとともに、我が国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化しています。「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化することとしており、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）や西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）をはじめとした地域の安全保障対話の枠組みにおいて、海洋安全保障のための協力に取り組んでいます。（防衛省）

○10月から12月にかけて、東南アジア諸国や南アジア諸国、ソマリア周辺国、西アフリカ諸国、大洋州諸国等の法執行能力向上のため、これらの国々の海上法執行機関職員に対しJICAによる「海上犯罪取締り」研修をオンライン形式にて実施し、海上保安庁により海賊対策を始めとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関するオンライン講義を実施しました。（外務省、国土交通省）

○10月、日・フィリピン海洋協議の第4回会合（オンライン開催）において、巡視船や沿岸監視レーダーといった装備面及びフィリピン国軍及び沿岸警備隊の人材育成にかかる日本の協力に対し、フィリピン側から深い謝意表明がありました。（外務省）

○フィリピン及びマレーシアの海上保安機関に対し、海上法執行等の能力向上支援のためJICA専門家の派遣を実施（継続）しました。（外務省）

○海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中、「海賊行為の処罰

及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、防衛省・自衛隊は、海上自衛隊護衛艦を派遣海賊対処行動水上部隊として、また、海上自衛隊P-3Cしょう戒機を派遣海賊対処行動航空隊として派遣し、同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しています。さらに、派遣される護衛艦に海上保安官を同乗させ、法執行に必要な体制を確保しています。(国土交通省、防衛省)

○ソマリア沖海賊対策に係る国際社会の取組に関与すべく、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ(CGPCS)に継続的に関与しています。(外務省)

○9月、日本の補正予算を利用して国際海事機関(IMO)主催でジブチ地域訓練センター(DRTC)の協力の下、SOLAS条約・ISPSコードに関するワークショップをオンラインで開催しました。コモロ・マダガスカル・ジブチから海軍・海保・港湾関係者等が出席し、海洋における共通ルールに関する理解を深める機会となりました。(外務省)

○12月、日本の補正予算を利用してDRTCにおける設備を整備し、オンラインや英語、仏語でのセミナーの実施環境が向上しました。(外務省)

○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として護衛対象船舶の選定を行っています。また、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の的確な運用に努めています。(国土交通省)

○マラッカ・シンガポール海峡に設置されている航行援助施設(灯浮標等)の基礎情報及び施設の劣化状況や変状箇所把握のための総点検及び航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業を実施するとともに、同メカニズムの下に設置される各種委員会に参加し、利用国及び利用者等との協力関係を構築しています。(国土交通省)

○アジアの海賊対策のため、日本はアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の作成を主導しました。協定に基づき平成18年にシンガポールに設立された情報共有センター(ISC)に、事務局長及び事務局長補を派遣しているほか、財政支援を行い、沿岸国の海上保安機関の能力構築等の同センターの活動を支援しています。(外務省)

○海賊対策のためアジア諸国に海上保安庁の巡視船を派遣し、沿岸国及びReCAAP ISCと法執行能力向上を目的とした連携訓練等を実施しました。(国土交通省)

○パラオ共和国海上保安当局からの要請を受け、海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員により、海上法執行、新型コロナウイルス感染症対策に関する能力向上支援を実施しました。(国土交通省)

## イ 情報収集・集約・共有体制の強化

○各国との連携や取組については、「第3部1(2)ア」に記載しています。

## ウ 能力構築支援等

○我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要な地域に位置するASEAN諸国には、「ビエンチャン・ビジョン2.0」に基づき、能力構築支援、共同訓練・演習及び防衛装備・技術協力などの協力を推進しています。日米・日豪間ではそれぞれ能

- 力構築支援が重要な取組の1つとなっており、二国間協力に加えて、ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間の枠組みでの協力も強化しています。(防衛省)
- 米国、豪州、英国、フランス、インド、シンガポール等との間で、海洋安全保障問題や海上法執行能力向上支援等に関して意見交換を実施しました。(外務省)
- 海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員の派遣については、「第3部1(2)ア」に記載しています。

### (3) 国際的な海洋秩序の強化

#### ア 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化

- 国際連合関係機関には、次の日本人ポストを確保、在任させています。(外務省、国土交通省)
- ・ 国際海洋法裁判所の裁判官
  - ・ 大陸棚限界委員会の委員
  - ・ 国際海底機構理事会の補助機関である法律・技術委員会及び財政委員会の各委員
  - ・ 国際海事機関の会議部長
- (このほか国際海事機関の事務局(国際油濁補償基金事務局を含む)には5名の日本人職員(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO)等を含む)が勤務しており、主要委員会である海洋環境保護委員会においても日本人が議長を務めています。)
- 日本が作成を主導したReCAAPに基づき設立されたISCに、事務局長及び事務局長補を継続して派遣しました。(外務省)
- ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間枠組みの取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んでいます。(防衛省)

○6月の第8回ADMMプラスでは、岸防衛大臣は、「法の支配」を徹底することを一貫して訴えており、東シナ海及び南シナ海において、力を背景とした現状変更の試みが継続している旨指摘し、南シナ海においても、全ての当事者が、国連海洋法条約を始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力する重要性を訴えました。(防衛省)



第8回ADMMプラス 岸大臣  
(提供：防衛省防衛政策局)

○8月の東アジア首脳会議（EAS）

外相会議及び ASEAN 地域フォーラム（ARF）閣僚会合では、茂木外務大臣から、東シナ海及び南シナ海において、力による一方的な現状変更の試みが継続・強化されており、強く反対すると述べた上で、比中仲裁判断や法の支配、紛争の平和的解決の重要性、また、南シナ海行動規範（COC）は国連海洋法条約に合致し、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利や利益が擁護される必要がある旨を強調しました。（外務省）



ASEAN 地域フォーラム閣僚会合

○10月のEASでは、岸田内閣総理大臣は海洋に関して、以下の3点について述べました。（外務省）

- ・インド太平洋を自由で開かれた海とすることは、我々の共通の利益である。

- ・東シナ海において日本の主権を侵害する活動が継続しており、南シナ海でも、緊張を高める活動や法の支配に逆行する動きが見られることについて、ASEANを含む各国と深刻な懸念を共有し、強く反対する。



東アジア首脳会議（提供：内閣広報室）

- ・COCは、国連海洋法条約に合致し、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利や利益を尊重するものとなるべきである。

○国際法学会との共催（協力：日本財団）で第22回国際法模擬裁判「アジア・カップ」を8月に開催しました。今次大会では、洋上風力発電の稼働許可停止に対する国際請求及び公外交的保護権の行使を題材とし、10か国（日本、インド、インドネシア、マレーシア、ネパール、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ及びベトナム）の大学生がオンラインで開催された口頭弁論（本戦）に参加し、英語による書面陳述・弁論能力等を競いました。（外務省）

○平成27年10月に、法とルールが支配する海洋秩序強化の重要性について各国との認識の共有を図るため、アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策プログラムを開講し、令和3年度も実施されました。これまでにインドネシア3名、マレーシア10名、フィリピン9名、スリランカ7名、ベトナム3名、インド2名、タイ2名及び日本11名の各国海上保安機関職員計47名（令和2年度末より7名増加）が同ブ

ログラムを修了しました。(国土交通省)

## イ 戦略的な情報発信の強化

○インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす「国際公共財」とすべく、我が国は、「自由で開かれたインド太平洋」の推進に向けて、次の3本柱の取組を進めており、国際的な場で首脳・閣僚レベルを含めたあらゆるレベルで積極的に発信しています。(外務省)

- ・法の支配、航行の自由、自由貿易などの普及・定着
- ・国際スタンダードにのっとった「質の高いインフラ」整備等を通じた連結性の強化などによる経済的繁栄の追求
- ・海上法執行能力の向上支援などを含む平和と安定のための取組

○日本海は国際的に確立した唯一の呼称である事実を韓国政府や第三国に対して継続して発信しました。また、国際会議等における韓国による一方的な主張に対し、その都度反論を行いました。(外務省)

## ウ 政府間の国際連携の強化

○ADMM プラスや WPNS をはじめとした多国間枠組みの取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤となっており、地域における多国間の協力強化に取り組んでいます。(防衛省)

○多国間会合として、第21回北太平洋海上保安フォーラム、第17回アジア海上保安機関長官級会合にオンライン形式で参加及び第2回世界海上保安機関実務者会合をオンライン形式で実施しました。(国土交通省)

○米国が平成15年5月に発表した「拡散に対する安全保障構想(PSI)」に基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止に関する政策上・法制上の課題検討のための会合や、拡散阻止能力の向上のための PSI 訓練などの取組が行われており、日本はこれまで、各種会合や訓練に関係機関職員や艦艇・航空機等のアセットを派遣しています。令和3年10月にハイブリッド形式で開催されたシンガポール主催訓練に参加し、各国とともに拡散阻止能力の向上や連携強化、PSIの取組への理解促進を図りました。(警察庁、外務省、財務省、国土交通省、防衛省)